

特定非営利活動法人優人定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人優人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府城陽市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、年齢・障害の有無に関わらず、誰もが集える地域の寄り合い処を目指す。

日常生活支援事業運営を通じて、日常生活に支援を要する方々が、住み慣れた地域で主体的・快適な生活を送ることができ、又、家族の負担軽減及び安定した生活の確保に寄与することを目的とする。

又、高齢者・障がい者等に対して、その権利擁護のための支援活動を行い、自己実現・権利実現のために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、地域での権利擁護に対する広報活動を行うことにより、社会福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①訪問・外出支援・相談活動・集い場等による日常生活支援事業

- ②成年後見人の受任等に関する事業（任意後見契約による受任、成年後見人等の受任、財産管理等の委任契約の受任、成年後見人等、候補者の推薦及び監督）
- ③高齢者・障がい者等の権利擁護に関する事業（権利擁護に関する相談及び支援、権利擁護の実態調査及び広報活動、講演会・研修会等の開催及び講師派遣）
- ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動を援助する個人及び団体

（入会）

第7条 入会しようとするものは、本会の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものでなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人～5人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第五章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大川 卓也

副理事長 水口 泰貴

理事 山本 健二

監事 吉田 信吾

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 なし、年会費 5,000円

(2) 賛助会員 入会金 なし、年会費 一口以上 2,000円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和 7年度の事業計画書
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人優人

1 事業実施の方針

(1) 理事会を開催し、今後の具体的活動について方向性を決定する。

事業の現状報告及び今後の方針・課題等を検討する。

(2) 日常生活支援事業

訪問、外出支援、相談事業、つどい場等の日常生活支援を実施する。

(3) 成年後見の受任等に関する事業及び権利擁護に関する事業

令和 7年度は、成年後見活動を、法人後見として実施していくための準備期間とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
① 訪問・外 出支援・相談 活動・集い場 等による日常 生活支援事業	① 訪問 利用者宅、施設等を訪問し、介 護、家事等サービスを提供す る。 ② 外出支援 利用者宅、施設等を訪問し、通 院やその他外出支援サービス を提供する ③ 相談活動 福祉のあらゆる相談に関する	(A) 令和 7年 4月 1 日から適宜 (B) ①～③： 当法人事業所内 又は外出先 ④：当法人事務所 ⑤：関係事業所等 (C)	(D) 日常生活に支 援を要する方 及び地域住民 (E) 不特定	9,167

	<p>応対</p> <p>④ 集い場の提供 こども食堂を中心に、縁日企画などの行事、食事会等の開催</p> <p>⑤ 利用者募集 関係機関、地域への訪問による宣伝・広報等の配布を行い、利用者募集を行う。</p>	3人及び複数名 ボランティア		
②成年後見人の受任に関する事業	<p>・成年後見事業及び高齢者・障がい者等の権利擁護に関する事業の準備をする。</p>	<p>(A) 令和7年10月1日から適宜</p> <p>(B) 利用者宅又は施設等</p> <p>(C) 2名</p>	<p>(D) 日常生活に支援を要する方及び地域住民</p> <p>(E) 不特定</p>	0
③高齢者・障がい者等の権利擁護に関する事業	<p>・成年後見事業及び高齢者・障がい者等の権利擁護に関する事業の準備をする。</p>	<p>(A) 令和7年10月1日から適宜</p> <p>(B) 利用者宅又は施設等</p> <p>(C) 2名</p>	<p>(D) 日常生活に支援を要する方及び地域住民</p> <p>(E) 不特定</p>	0
④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・実施予定なし			0

令和 8年度の事業計画書
令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人優人

1 事業実施の方針

(1) 理事会を開催し、今後の具体的活動について方向性を決定する。

事業の現状報告及び今後の方針・課題等を検討する。

(2) 日常生活支援事業

①訪問、外出支援、相談事業、つどい場等の日常生活支援を実施する。

②成年後見事業を、法人後見として実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
① 訪問・外 出支援・相談 活動・集い場 等による日常 生活支援事業	① 訪問 利用者宅、施設等を訪問し、介 護、家事等サービスを提供す る。 ② 外出支援 利用者宅、施設等を訪問し、通 院やその他外出支援サービス を提供する ③ 相談活動 福祉のあらゆる相談に関する 応対 ④ 集い場の提供 こども食堂を中心に、縁日企画 などの行事、食事会等の開催	(A) 令和7年4月1 日から適宜 (B) ①～③： 当法人事業所内 又は外出先 ④：当法人事務所 ⑤：関係事業所等 (C) 3人及び複数名 ボランティア	(D) 日常生活に支 援を要する方 及び地域住民 (E) 不特定	9,167

	<p>⑤ 利用者募集</p> <p>関係機関、地域への訪問による宣伝・広報等の配布を行い、利用者募集を行う。</p>			
②成年後見人の受任等に関する事業（任意後見契約による受任、成年後見人等の受任、財産管理等の委任契約の受任、成年後見人等、候補者の推薦及び監督）	<p>・高齢者・障がい者等の権利擁護並びに成年後見事業を展開する。</p>	<p>(A) 令和8年4月1日から適宜 (B) 利用者宅又は施設等 (C) 2名</p>	<p>(D) 日常生活に支援を要する方及び地域住民 (E) 不特定</p>	1,200
③高齢者・障がい者等の権利擁護に関する事業（権利擁護に関する相談及び支援、権利擁護の実態調査及び広報活動、講演会・研修会等の開催及び講師派遣）	<p>・高齢者・障がい者等の権利擁護並びに成年後見事業を展開する。</p>	<p>(A) 令和8年4月1日から適宜 (B) 利用者宅又は施設等 (C) 2名</p>	<p>(D) 日常生活に支援を要する方及び地域住民 (E) 不特定</p>	0
④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・実施予定なし			0

令和 7年度 活動予算書
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31 日まで

特定非営利活動法人優人
(単位:円)

科目		金額
I	経常収益	
1.	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	20,000 80,000 100,000
2.	受取寄附金 受取寄附金	20,000 20,000
3.	受取助成金等 受取民間助成金 受取補助金	100,000 1,000,000 1,100,000
4.	事業収益 日常生活支援事業収益 事業受託収益 行事収益	8,500,000 1,500,000 300,000 10,300,000
5.	その他収益 受取利息 雑収益	1,000 50,000 51,000
	経常収益計	11,571,000
II	経常費用	
1.	日常生活支援事業費	
(1)	人件費 給与手当 法定福利費 福利厚生費	2,880,000 400,000 20,000 3,300,000
(2)	その他経費 こども食堂 居場所事業 生活用品配布事業 食材費 会議費 旅費交通費 車両費 車両燃料費 通信運搬費 印刷経費 消耗品費 水道光熱費 保険料 諸会費 租税公課 研修費 支払手数料 雑費	1,000,000 1,500,000 200,000 300,000 200,000 170,000 270,000 420,000 470,000 10,000 350,000 520,000 270,000 80,000 86,000 10,000 1,000 10,000 5,867,000
	その他経費計	

	事業費計		9,167,000
2.	管理費		
	(1) 人件費	960,000	
	役員報酬		
	人件費計	960,000	
	(2) その他経費		
	通信運搬費	90,000	
	広告宣伝費	20,000	
	接待交際費	30,000	
	減価償却費	450,000	
	保険料	300,000	
	租税公課	500	
	会議費	10,000	
	支払手数料	10,000	
	支払報酬料	160,000	
	雑費	50,000	
	その他経費計	1,120,500	
	管理費計		2,080,500
	経常費用計		11,247,500
	当期経常増減額		323,500
III	経常外収益		
	固定資産売却益		
IV	経常外収益計		
	経常外費用		
	固定資産除却損		
	経常外費用計		
	当期正味財産増減額		323,500
	前期繰越正味財産額		5,738,147
	次期繰越正味財産額		6,061,647

令和 8年度 活動予算書
令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

特定非営利活動法人優人
(単位:円)

科目		金額
I	経常収益	
1.	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	20,000 80,000 100,000
2.	受取寄附金 受取寄附金	20,000 20,000
3.	受取助成金等 受取民間助成金 受取補助金	100,000 1,000,000 1,100,000
4.	事業収益 日常生活支援事業収益 事業受託収益 行事収益 成年後見事業収益	8,500,000 1,500,000 300,000 1,600,000 11,900,000
5.	その他収益 受取利息 雑収益	1,000 50,000 51,000
	経常収益計	13,171,000
II	経常費用	
1.	日常生活支援事業費 (1) 人件費 給与手当 法定福利費 福利厚生費	2,880,000 400,000 20,000 3,300,000
	人件費計	
	(2) その他経費 こども食堂 居場所事業 生活用品配布事業 食材費 会議費 旅費交通費 車両費 車両燃料費 通信運搬費 印刷経費 消耗品費 水道光熱費 保険料 諸会費 租税公課 研修費 支払手数料 雑費	1,000,000 1,500,000 200,000 300,000 200,000 170,000 270,000 420,000 470,000 10,000 350,000 520,000 270,000 80,000 86,000 10,000 1,000 10,000 5,867,000
	その他経費計	

	成年後見人の受任等に関する事業費		
	(1) 会議費	200,000	
	旅費交通費	200,000	
	車両燃料費	200,000	
	通信運搬費	200,000	
	印刷経費	200,000	
	保険料	200,000	
	その他経費計	1,200,000	
	事業費計		10,367,000
2.	管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	960,000	
	人件費計	960,000	
	(2) その他経費		
	通信運搬費	90,000	
	広告宣伝費	20,000	
	接待交際費	30,000	
	減価償却費	450,000	
	保険料	300,000	
	租税公課	500	
	会議費	10,000	
	支払手数料	10,000	
	支払報酬料	160,000	
	雑費	50,000	
	その他経費計	1,120,500	
	管理費計		2,080,500
	経常費用計		12,447,500
	当期経常増減額		723,500
III	経常外収益		
	固定資産売却益		
IV	経常外収益計		
	経常外費用		
	固定資産除却損		
	経常外費用計		
	当期正味財産増減額	723,500	
	前期繰越正味財産額	6,061,647	
	次期繰越正味財産額	6,785,147	